

市民社会フォーラム第 258 回学習会
ガザはどうなっているか、私たちができることは
平和に生きる権利は国境を超える

日 時 3月19日(火) 17:30~19:30 (開場:00)

会 場 専修大学神田キャンパス 10号館 4階 10041 教室

YouTube 配信

主 催 市民社会フォーラム

共 催 民主主義を考える若者の会/清末愛砂室蘭工業大学研究室/あけび書房

賛 同 ベテラン・フォー・ピース・ジャパン

参加費無料

※オンライン視聴あり (YouTube) <https://www.youtube.com/watch?v=rG01SGbKMrA>

『平和に生きる権利は国境を超える パレスチナとアフガニスタンにかかわって』(猫塚義夫さんと共著、あけび書房)を上梓された清末愛砂さんに、ガザ侵攻の現状と私たちができることについて、お話しいただきます。

司 会 大森開登さん(民主主義を考える若者の会)

第1部 清末愛砂さんの講演 60分

10分休憩

第2部 学生との対談、質疑応答 50分

ゲスト 多賀陽平さん(日本・イスラエル・パレスチナ学生会議)


清末 愛砂(きよすえ・あいさ)さん プロフィール

室蘭工業大学大学院教授。1972年生まれ。山口県出身。専門は憲法学(特に24条の平和主義)、アフガニスタンのジェンダーに基づく暴力。学生時代に民主化運動をしているミャンマー(ビルマ)の学生支援などにかかわったほか、パレスチナの非暴力抵抗運動「国際連帯運動」にも参加。2012年からアフガニスタンのフェミニスト団体RAWAとの連帯活動にかかわり、現在、「RAWAと連帯する会」共同代表。パレスチナ医療奉仕団メンバー。



ガザはどうなっているか、私たちができることは
 平和に生きる権利は国境を超えらる

清末愛砂
 (室蘭工業大学大学院教授/北海道パレスチナ医療奉仕団メンバー)

- 2000年末、イスラエルの占領の実態を学ぶために、東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザを訪問。
- それ以降、現在にいたるまで、国内外でパレスチナ支援にかかわる。
- 2002年当時の留学先のイギリスの大学院には、パレスチナの非暴力抵抗運動とアクシヨンスーチーチに関する修士論文を提出 (2003年)。

「パレスチナ—非暴力で占領に立ち向かう」(2006年)

イスラエルの支配方法が「アパルトヘイト」だとすぐ
 に気がついた個人的な背景

- 南アフリカとのつながり：不名誉な「名誉白人」の娘：羞恥が促した学び
- キリスト者としてのイスラエル・パレスチナとの「出会い」と無知：羞恥

ガザ情勢を理解するうえで、何よりも理解
 しておくべきこと

ガザが占領下で長年封鎖
 されてきたという事実、アパルトヘイト下
 にある事実。

始点は2023年10月7日のハマース主導の
越境攻撃ではない(次頁)。
「反撃」の側面を理解する必要性。

ガザ

- 365平方キロメートルと人口約230万人
- 住民の約70%が1948年のイスラエルの建国の過程で故郷を追放された難民
 - 難民が住民のマジョリティという「異常性」
 - 難民の「収容所」 - ガザという巨大な「難民キャンプ」
 - 人口密度が極めて高い (例：北部のジャバリア難民キャンプ)
- 封鎖：野外監獄 (天井のない監獄)、人の移動や物資の搬送の大幅制限、経済活動の自由の侵害。開発を意図的に妨害することで、生活の営み自体が不可能な状態を作り出す。
- 住民の多数が貧困線以下の生活を送る：国際機関等からの援助に頼ることの屈辱&占領ビジネス問題 (イスラエル市場の活用)。イスラエルの国際法上の義務の肩代わり問題。
- 高い失業率、とりわけ若者 (60%から70%ともいわれる)
- 水不足&燃料不足&電気不足：下水処理問題の発生&汚染水による感染症その他の病気
- 定期的に行われる苛酷な軍事攻撃：封鎖により逃げ場なし。西岸の占領問題 (入植地の拡大等) から目を逸さざることの一つの目的 (戦略)。

6

ガザ封鎖の歴史 (参考までに)

- 1993年：ガザ地区を包囲するフェンスの建設開始
- 2004年5月：イスラエル軍による大攻撃
- 2006年パレスチナ評議会選挙：ハマース主導の政権 (自治政府) が誕生
- 2007年～：人の移動の著しい制限。食糧や物資の搬入制限→国際法違反の「集団懲罰」
- 2008年12月末から2009年1月中旬：イスラエル軍による大攻撃①
- 2010年5月31日：イスラエル軍の特殊部隊が、ガザ自由船団を攻撃。2010年6月末：封鎖の一部解除
- 2012年11月：イスラエル軍による大規模攻撃②
- 2014年7月から8月：イスラエル軍による大規模攻撃③
- 2018年3月末～：故郷への帰還と占領終結を求める一斉行動の開始 (被占領地)。イスラエル軍が武力鎮圧 (死傷者多数)
- 2021年5月：イスラエル軍による大規模攻撃④
- 2023年10月7日：ハマースによる越境攻撃。以後、イスラエル軍による激しい報復攻撃⑤

8

19世紀の欧州における近代ユダヤ主義⇒シオニズム (イスラエルの建国思想：ユダヤ人国家の建国)

イスラエルの建国とナクバ (1948年)：パレスチナ人の故郷の喪失 (70万から80万人)。入植者植民地主義

第三次中東戦争 (東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区の占領)

繰り返される虐殺

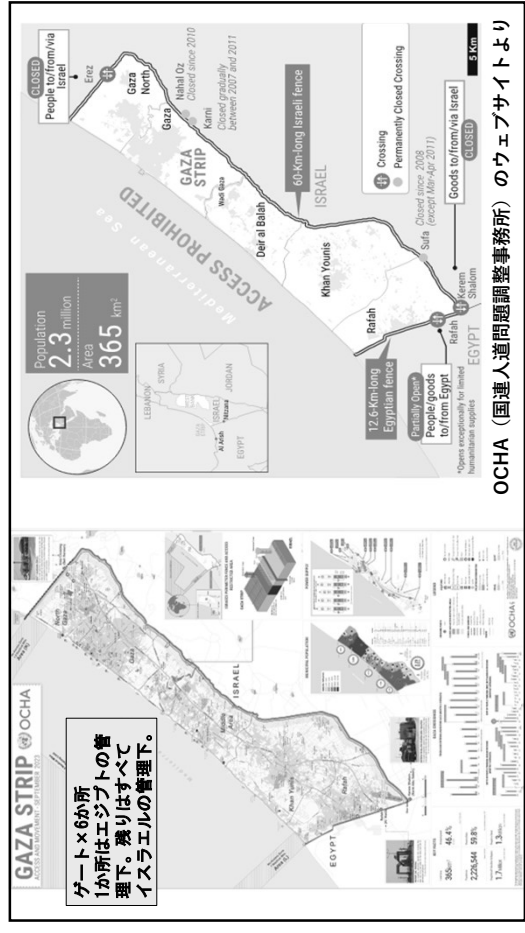
国際社会公認のアパルトヘイト体制

1990年代のオスロ合意に基づくイスラエルの植民地支配の強化

第二次インティファダ (2000年)

ガザ封鎖の強化 (2007年～)

5



OCHA (国連人道問題調整事務所) のウェブサイトより

7



ガザが封鎖されている様子がよくわかる（フェンスと壁）

講演者撮影



講演者撮影



講演者撮影

憲法研究者である<u>くわたし</u>にとつてのガザ入域の意味


- 封鎖と黙認への挑戦・抵抗（＝国際法上、存在しない野外監獄への挑戦）・・・憲法研究者としての矜持
- 細い針で小さな、小さな穴をあける作業＝小さな抵抗
- 小さな抵抗の積み重ねにより、穴を少しずつ広げる作業

国際法違反の集団懲罰を認めない。

講演者撮影


平和的生存権は誰に何を もとめているのか (1)

- 「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」
(憲法前文2段後半)
- 前文：憲法の一部として法的性質を有するもの十各条文の解釈基準としての意味
 - 「われら」とは誰か：「日本国民」
 - 平和的生存権の権利主体は誰か：「全世界の国民」
 - 「ひとしく」と法の支配の関係性：公平性を前提とする。



平和的生存権は誰に何を もとめているのか (2)

- 平和的生存権の「確認」作業としての実践／行動とは
 - 人権侵害を黙認しない。
 - 恐怖や欠乏を生み出す構造を見据えながら、これらにさらされている人々に心を寄せる。
 - 上記の構造に挑戦するため、の行動をできる限りする。




被占領地であることの法的根拠

- イスラエルにとつての被占領地：「係争地」扱い
- ハマースとの闘い：非国際的武力紛争扱い (意図はどこに?)

ジュネーブ第4条約 (＝占領していないから適用されないという論理) その他の条約・規則のフル適用を回避 (適用される条約を減らす)。

- 2005年のガザからの入植地と軍の撤退は、必ずしも占領終結を意味するわけではない。
- 国際法上の占領の定義
 - 陸戦ノ法規慣例ニ関スル規則 (＝ハーグ陸戦条約の附属書) 42条 「一地方ニシテ事實上敵軍ノ権力内ニ帰シタルトキハ、占領セラレタルトス。占領ハ右権力ヲ樹立シタル且之ヲ行使シ得ル地域ヲ以テ限トス。」
- 事実上の実効支配を意味する。
- 占領軍が内部に存在 (これ自体は占領を構成する一要素) しなくなったことにより、占領が直ちに一律終結したとはいえない。レベルによる。
- 封鎖下のガザで起きてきた構造的暴力の要因や背景は、42条がいう「占領」下でなければ説明しえない。



講演者撮影



イスラエルの占領下の統治・支配の方法(1)

- オスロ合意問題: 和平合意ではなく、イスラエルの植民地支配を強化するもの。重要事項(難民の帰還権、入植地、エルサレム帰属、国境固定)はすべて後回し。
- 被占領地内(東エルサレムを含むヨルダン川西岸地区とガザ地区)で地区ごとに支配の方法が異なる(次頁): 効率性。ただし、分断と隔離がベース(アパルトヘイト)。
 - 苛酷な管理・統制による自己決定権の一方的否定
 - 日常生活のあらゆる面が占領政策により規定される: 構造的暴力という視点を持つ必要性
 - ジュネーブ第4条約に基づく「文民に対する保護義務」を放棄(イスラエル: 同条約の締約国)。国際機関その他は肩代わり(占領構造に巻き込まれる。シレンマ)
- パレスチナ人による独立国家の建国と開発(とりわけガザ＝反開発)を不可能にするしくみや制裁(例えば、軍事封鎖や大きな爆撃)の導入(＝オスロ体制の意味→あらたな植民地支配の強化)⇒イスラエル立法府(クネセト)によるパレスチナ人の独立承認に反対する宣言(2024年2月21日)
- 自由と尊厳の侵害および(将来に向けた)希望の喪失: 特にガザの若者

17

イスラエルの占領下の統治・支配の方法(2)

- 軍事攻撃は人の目に見えやすいむき出しの暴力であるが、分断・隔離統治の暴力は可視化されにくい⇒関心が向かない。
 - 東エルサレム
 - 家屋破壊: 建築許可取得の困難さ
 - ユダヤ化政策: ユダヤ人人口の優位化を図る、入植地の拡大
 - 隔離壁によるパレスチナ人コミュニティの分断: 居住権・市民権等への影響
 - **ヨルダン川西岸地区**
 - 西岸内を入植地、検問所、道路ブロック、隔離壁等によって細分化
 - 分断政策・アパルトヘイト体制: 人種差別撤廃条約3条(人種隔離およびアパルトヘイトの防止・禁止・根絶を締約国に求める)、国際刑事裁判所規程7条①(人道に対する犯罪としてのアパルトヘイト犯罪)
 - **ガザ**
 - **アパルトヘイト、封鎖・包囲(フェンスや壁で封鎖)、移動の大幅な制限(人・物)、ライフラインの支配**
 - **住民に対する継続的な暴力作戦→あらたな方向へ(根は同じ)**

民族浄化。追放の可能性

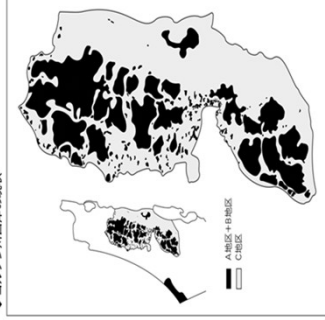
18

18

イスラエルによるガザ攻撃をどう理解すべきか

著者: 現代企画室「占領ノート」編集班/ 遠山なぎ / パレスチナ情報センター

◆ヨルダン川西岸の現状



A地区: 行政権、警察権ともにパレスチナ(ヨルダン川西岸の17.2%)
 B地区: 行政権がパレスチナ、警察権がイスラエル(約23.8%)
 C地区: 行政権も警察権もイスラエル(約58.9%)
 (オスロ合意に基づく区分け。割合は2000年のデータによる)

19

19

20

● 無差別の猛攻撃（仮に「自衛権」の行使が正当化されるとしても、そのレベルをはるかに超えている）

- 非国家主体に対する自衛権の行使は可能か（国際司法裁判所等の見解参照）。
- 占領下に置いている土地・人々に対し、自衛権が行使されるとどうなる可能性があるか。←いま、まさにその怖さを目にしている。

● 注意すべきは、無差別攻撃（無誘導弾を相当使っている）としての側面だけでなく、無差別攻撃でもとりわけどこが狙われているのかという点（ライフライン+存在の証）を見るべき。それにより、攻撃の意図がよく見える。

- 病院・学校（避難所）・人口密集地・大学（全大大学破壊）・貯水池や給水タンク、裁判所・公文書館・市役所・モスク（北部全滅）や教会等の破壊
- 狙われるジャーナリスト
- 先に北部の包囲と徹底的な破壊⇒南部や中部の破壊へ

● ライフラインを常に握ってきた占領者が、パレスチナ人を生死ギリギリのラインではなく、それを超すレベルにもっていくことの意味

- 追い込み+「支配者」であることを見せつける（=DV加害者論理と酷似）。
- 破壊と追放・・・ジェノサイドの状況、南アフリカの挑戦（国際司法裁判所への提訴：予備公聴会→暫定措置命令・・・別頁で説明）



講演者撮影

①北部の壊滅的破壊

↓

②南部に人を「避難」の名の下で移動を強いる（意に反する移送＝国際法違反）。

↓

③多数が移動した南部（過密状態）でも、北部以上の猛攻撃。中部でも猛攻撃

④最南部でのラファ（100万人以上の避難民が押し寄せ、140万人の人々がいる）に対する地上戦へ（さらなる地獄）

戦後のガザ統治計画の公表（2024年2月22日）

- 非軍事化&非過激化
- 国連パレスチナ難民救済事業機関（UNRWA）解体
- 独立国家承認反対
- イ軍の内部での活動の自由化
- ハマース等の武装勢力以外のパレスチナ人の暫定統治

⑤壊滅的攻撃により、ガザ住民の生活の営みをさらに不可能にし、「避難」の名の下でガザから追放したい願望

「ジェノサイド」（集団殺害犯罪）の重み：ジェノサイド条約2条・国際刑事裁判所に関するローマ規程6条（下記はジェノサイド条約2条の外務省条約局仮訳）

第2条

この条約では、集団殺害とは、国民的、人種的、民族的又は宗教的集団を全部又は一部破壊する意図をもつて行われた次の行為のいずれをも意味する。

「集団殺害」という訳は適切ではない。

- (a) 集団構成員を殺すこと。
- (b) 集団構成員に対して重大な肉体的又は精神的な危害を加えること。
- (c) 全部又は一部に肉体的破壊をもたすために意図された生活条件を集団に対して故意に課すること。
- (d) 集団内における出生を防止することを意図する措置を課すること。
- (e) 集団の児童を他の集団に強制的に移すこと。

*青字と下線は講演者による。

集団の破壊の意図があることを基軸とする。

シオニズム (ユダヤ人国家をつくる建國思想)の排他性⇒パレスチナ人は追放対象

現在
民族浄化

あからさまな&急速な窒息作戦、
根絶やし・追放作戦の方向へ

2007年以降の厳しい封鎖

緩慢な窒息作戦

集団の破壊を意図する
ジェノサイドの道

ずっとブラックアウト

部分的に稼働している病院・ク
リニックも少数。軍事攻撃+飢
餓+感染症等による死を強い
られる人々(次頁)

2024年3月15日現在、国連人道問題調整事務所のHPより
死者：31,490人
負傷者：78,439人
避難民：約170万人(ガザ人口の75%)
破壊された家屋：7万軒以上
部分的に破壊された家屋：29万軒以上

死者の約7割が
子どもと女性

ガザの人々を取り巻く4つの死：人為的原因

一家全滅のパターンや子どもだ
け生き残ったパターンも多い。
親と離れ離れになった子ども、
保護者の付き添いがいない子ど
も：17,000人の可能性(国連人
道問題調整事務所)

爆撃

不適切な医療体制(傷病、
停電、医薬品不足、医療
関係者の空腹、搬送の困
難など)。部分的に稼働し
ている病院(ガザ東部北
部5か所、西側各南部6か
所のみ)
*ガザ内の病院数：35か
所(Lanoat)

麻痺なしの手術
(切断手術、帝王切開
を含む)

避難を強いられ、
過密になった南部
等での感染症の蔓
延。
未処理の水に起因
する感染症

人道支援物資に対する敵
対行為による食料不足が
引き起こしている飢饉
(=飢饉を武器としてい
る、意図的)。意図的常
に陥る人々への攻撃等

透析や抗がん剤治療等を必
要とする人々はどこに？
停電で医療機器も使えない。

特に北部。通信網が切ら
れているため、支援物資
の搬送に支障。

<異常>さ

①ジェノサイドを強く疑わせる事態、人道に対する罪や戦争犯罪等で関係者がたくさん訴追され
てもおかしくないような出来事が連続して起き続けていること。

②そうした状況に対する批判が国際的に高まっているなかで、イスラエル軍が「普通」に無視し
て、けっしてやめようとしないうこと。

③上記の著しい重大な犯罪が頻発しているような状態であるのに、また国連の独立専門家による
懸念の声を無視し、特に大国が「自衛権」の行使の名の下でそれらを正当化してきたこと(=水、
食料、重気もない状況を強いることの暴力性への加担)。

④北部から南部へ「避難」を強いて(意に反する行為)、多数が移動した南部で殺戮。←人を南
部に移動させて攻撃すると「目的」を達成しやすいことでは(基本的に「追い出したい」
というのがイスラエル連国時からの発想：シオニズムに基づく侵略的建國)。

⑤安保理における米国の拒否権発動(最近では、2024年2月20日)に翻弄される国連

⑥法の支配の問題を政治化により切り抜けようとする動き(国連パレスチナ難民救済事業機関
UNRWA叩きの意図から)

ガザ攻撃は、国際法に基づく「秩序」に対す
るおぞましい挑戦であり、法の支配の破壊で
もある。

- 2023年10月時点で現在の状況を予測
- 初期の段階から「ジェノサイド」の可能性を疑う
(イスラエルの関係に発言や破壊の規模の大きさ)
- 実験場としてのガザ。成功すると西岸で実施。

南アフリカによる国際司法裁判所への提訴 (2023年12月) について①

- **なぜ南アフリカが?**
 - アパルトヘイトという共通点 (1994年にアパルトヘイトを撤廃)
 - パレスチナ最大の支持国: 国際司法裁判所に持ち込むとしたら、南アフリカだろうとの推測 (清未の個人的推測)
 - もちろん国内事情はあるが、上記2点が重要
 - 当事者間対外的原告資格 (ガンビアによるミャンマーへの提訴参考)
- ジェノサイド条約に依拠した提訴 (イスラエルがジェノサイドを犯している)
 - 国際司法裁判所であることの意味: ジェノサイド的行為を止める、停戦のためには個人の訴追ではなく、まずは国家間・国と地域間の問題を取り扱う国際司法裁判所への提訴が重要・・・第一義的には「暫定措置命令」を求めめる目的
 - 国際刑事裁判所は個人に対する訴追 (並存可能) であることから、安保理が機能しない中で停戦を求めめるなら国際司法裁判所への提訴。
- ジェノサイド条約の締約国であるイスラエルと南アフリカ
 - ジェノサイド条約の成立背景とイスラエル: ホロコースト (その皮肉と学び)

南アフリカによる国際司法裁判所 (2023年12月) への提訴について②

- 2024年1月12日と13日: 予備公聴会 (南アフリカ、イスラエル双方)
- 2024年1月26日: 暫定措置命令 (6項目) → ジェノサイドの蓋然性。即時停戦は入らなかつたが、かなり踏み込んだ画期的判断。事実上、南アフリカの「勝利」。しかし、戦闘を止める気配な範囲であるため、追加発令なし (→即時かつ効果的に従うことが求められることを確認したという意味で評価すべきもの)。→3月6日に飢饉に対する追加暫定措置請求
- 国際司法裁判所の決定と法的拘束力: 拘束力はあるが、その履行の強制はできない難しさ。しかし、圧力にはなる。そうであるからこそ、イスラエルはUNRWAの資金拠出一時停止をもたらすためのロビーイング (嫌がらせ目的、代打国: 米国、日本等)。

【6項目】

- ①ジェノサイドの防止措置を講じること: ジェノサイド条約2条で明記されている行為すべて。とりわけ (a) (b) (c) (d)
- ②イスラエル軍が上記の行為をしないようにすることを確保すること。
- ③ジェノサイドの指示・扇動に対する防止・処罰の措置を講じること。
- ④ガザの人々に必要とされる基礎的なサービスと人道支援の提供を可能とする措置を直ちに講じること。
- ⑤ジェノサイドに関する証拠隠滅防止と証拠の保全措置を講じること。
- ⑥国際司法裁判所に対し、暫定措置命令の履行のために講じた措置を一か月以内に報告すること。

日本国憲法に基づき、日本政府に求められていること & 日本政府がすべきこと

- 自衛権の行使を前提にして、ガザの人道危機への対応をすることではない。
- 「全世界の国民の平和的生存権」 (日本国憲法前文) に基づき、ガザの人々が強いられる「恐怖」と「欠乏」をなくす行動をすること。→その意味では、UNRWAへの資金拠出一時停止はあり得ない。
- 日本国憲法98条2項に基づき、国際法に基づく法の秩序・支配が破壊されていることを問題化し、国際法違反に加担しないよう行動すること (ジェノサイドの禁止にかかる国際法上の一般慣習法化。ジェノサイド条約の締約国でなくとも動くことができる)。



- もはや、わたしの知っているガザ、記憶の中に残っているガザはない。
- それでもなお、わたしはガザの人々を絶対に見捨てない。
- 必ず会いに行き、ケアが必要な子どもたちとともに絵を描くと決めている。



33

**医療・子ども支援の現場から
構造的暴力に虐げられた人々と連帯し
平和憲法を持つ我が国の責務も問う緊急出版**

多くし
第1巻 緊急時における子どもの権利と2023年の国際情勢から考える
第2巻 緊急時における子どもの権利と2023年の国際情勢から考える
第3巻 緊急時における子どもの権利と2023年の国際情勢から考える
第4巻 緊急時における子どもの権利と2023年の国際情勢から考える

著者 関根 隆
発行 2023年11月27日
ISBN 978-4-87242-230-2 (全4巻)
定価 1760円 (税別)

あけび書房
TEL: 03-5888-4142 FAX: 03-5888-4448
〒113-0033 東京都文京区千石3-11-13
あけび書房 113-0033-035888-4448

ガザ情勢を受けての緊急出版

猫塚義夫・清末愛砂

**『平和に生きる権利は国境を超
えるーパレスチナとアフガニス
タンにかかわって』 (あけび書
房、2023年)**

あけび書房
TEL: 03-5888-4142 FAX: 03-5888-4448
〒113-0033 東京都文京区千石3-11-13
あけび書房 113-0033-035888-4448

34

「フリー・ガザ」も視野に 普遍的な連帯を問う思想論を提示


ウクライナ侵略を考える

「大国」の視線を超えて

加藤 直樹



「反侵略」の立場から侵攻を相対化する議論を批判し、歴史的主体としてのウクライナを考え、二重基準を超えた「世界的公共性」への途を探る

定価 2200円 (2000円+税) 

定価2200円(本体価格2000円+税)

46判並製 348ページ

ISBN978-4-87154-255-5 C3031 2000E

それは私にとって、東アジア諸国の近現代史の中から聞き取った様々な声を思い出させるものだった。ウクライナ人は、CIAの操り人形でもなければネオナチの悪魔集団でもない。プーチンの救いを待つ哀れな人々でもない。彼らは、彼ら自身の歴史の主体なのだ。

目次

- 第1章 「ウクライナ戦争」とはどのような出来事か
- 第2章 「ロシア擁護論」批判① — それは大国主義である
- 第3章 「ロシア擁護論」批判② — それは民族蔑視である
- 第4章 「ロシア擁護論」批判③ — それは「平和主義」の傲慢である
- 第5章 「ロシア擁護論」批判④ — それはどこから来たのか
- 第6章 ロシア擁護論は「2014年」をどう語っているのか①
- 第7章 ロシア擁護論は「2014年」をどう語っているのか②
- 第8章 「マイダン革命」をウクライナ人自身はどう見ているのか
- 終章 「ウクライナの発見」と世界の行方

著者プロフィール

加藤直樹(かとう なおき)

1967年東京都生まれ。

出版社勤務を経てフリーランスに。

著書に『TRICK「朝鮮人虐殺」をなかったことにしたい人たち』(ころから)、『九月、東京の路上で 1923年関東大震災ジェノサイドの残響』(ころから)、『謀叛の児 宮崎滔天の「世界革命」』(河出書房新社)。共著に『NOヘイト! 出版の製造者責任を考える』(ころから)。翻訳にチェ・ギュソク作『沸点 ソウル・オン・ザ・ストリート』(ころから)がある。

 あけび書房

TEL: 03-5888-4142

FAX: 03-5888-4448

〒167-0054 東京都杉並区松庵3-39-13-103

<https://akebishobo.com/> Mail: info@akebishobo.com



ご記入の上、最寄りの書店あるいはあけび書房へご注文下さい。

注文書	書店印・取扱先	ウクライナ侵略を考える		注文数
	団体名		氏名	冊
	送り先	〒()-()	電話番号	
	その他備考			

取次帖合：日販・トーハン・楽天ブックスネットワーク・中央社・大学図書・日教販・全官報・新日本図書・鎌谷書店・JRC

発行：あけび書房 TEL.03-5888-4142 FAX.03-5888-4448

加藤直樹さん『ウクライナ侵略を考える』（あけび書房）出版記念講演会

「ウクライナ否定論」の正体

～大国主義と「平和主義」の傲慢を超えて～

講師
ノンフィクション作家
加藤直樹さん

3/23 [土] 13:30 開場
14時 開演

喫茶室ルノアール
新宿区役所横店6号会議室
参加費 無料(ワンドリンク注文)
申し込み kusanomi@notnet.jp

主催 草の実アカデミー 協賛 あけび書房 市民社会フォーラム

『九月、東京の路上で 1923 年関東大震災ジェノサイドの残響』の著者、加藤直樹氏が『ウクライナ侵略を考える』（あけび書房）を出版する。

4 月 3 日の発売を前に、講演会を開催することにした。（主催：草の実アカデミー、協賛：あけび書房・市民社会フォーラム）

日本と東アジアの関係を深く考察してきた加藤さんは、2 年前のロシアによる対ウクライナ全面侵攻以降、ウクライナについて猛勉強を始めた。

そしてウクライナという国や国民性、社会や文化など様々な発見をしたという。特筆すべきは、ロシアとウクライナの関係は、日本と東アジアの関係と瓜二つであることを強く認識したことだろう。

「嫌韓」の理屈と感性は「嫌ウクライナ」の理屈と感性とそっくりであることを、実感をともなって感じた、と言い換えることもできる。

いったいこのような事態をもたらす根っこは何か。ルーツはどこにあるのか。

講演では、「ロシア擁護論」とは何かを定義し、ウクライナに対する世論形成の元に言及する。それは、日本や世界を考えるための参考にもなるだろう。